

令和6年度

危機管理マニュアル



枚方市立渚西中学校

令和6年4月改定

枚方市渚西3丁目25番1号
TEL:050-7102-9250
FAX:072-847-8603

令和5年度 危機管理マニュアル 目次

1、	防災避難計画	・・・1
2、	防犯避難計画	・・・5
3、	保健室経営計画	・・・8
4、	プール管理計画	・・・11
5、	その他	・・・14

この危機管理マニュアルは、学校保健安全法に基づき策定されています。

職員室の前席に常時保管し、教職員が随時確認できるようにしています。

1. 防災避難計画

1. 方針

この計画は災害の発生を防止し、かつ万一災害が発生した場合でも、第一に生徒の安全を確保し、その他の被害を最小限にとどめるため、必要な万全の対策を樹立し、実践することを目的とする。

2. 機構

- (1) 防災と防火管理について防災対策委員会を設ける。
- (2) 委員長は校長があたり、委員は教頭及び本田・川久保・黒川・藤原の6名とする。
- (3) 委員会の任務は次の通りとする。
 - a. 防災計画の立案ならびに実施についての審議
 - b. 防災に関する調査研究
 - c. 防災施設の維持管理
 - d. 防災思想の普及、徹底

3. 防災対策

- (1) 危険物の処理
 - a. 電源回路の保全
 - b. ガス栓の安全確認
 - c. 薬品・油類の適正な保管・管理
- (2) 火災報知器、消火器、消火栓の点検整備
- (3) 非常持出公簿類の整理と保管
- (4) 通路の整頓と危険箇所のチェック
- (5) 総合訓練・報知器講習会を年1回(1月)に実施

4. 日常の防災管理と担当者 個人名のところは

校長室	校長	普通教室	各担任	体育館・プール	体育科教諭
職員室	教頭	支援教室①②	■・■	支援教室③	体育科教諭
保健室	養護教諭	支援教室④	■	木工室	技術・家庭科教諭
放送室	■・■	図書館	司書教諭・ 学校司書	金工室	技術・家庭科教諭
会議室	主事	第一視聴覚室 自学自習教室	■・■	調理室	技術・家庭科教諭
相談室	■・■	理科室①②③	理科教諭	被服室	技術・家庭科教諭
進路相談室	■・■	英語教室①②	英語科教諭	コンピューター室	技術・家庭科教諭
印刷室	主事	音楽室①②	音楽科教諭	第2視聴覚室	■・■
教具室	主事	美術室①②	美術科教諭	通級指導教室	通級担当教諭
校務員室	校務員	生徒会室	■・■	資材室 美化室繕室	■・■
男子職員更衣室	■・■	学習ルーム	■・■	数学少人数 教室	数学科教諭
女子職員更衣室	■・■	クラブ室	■・■	給食配膳室	給食担当教諭

5. 災害発生時の措置

(1) 火災の場合

1. 通報

- a. 発見者はただちに最寄りの報知器を押す。
- b. 通報担当者が119番する。
- c. 通報担当者が緊急放送により避難命令を出す。

2. 避難

授業担当教員は教室の窓を閉め、ハンカチを鼻と口にあて、走らず、喋らないよう生徒に指示し、出火場所と離れた通路を誘導し、運動場に朝礼隊形に避難させる。その際、出席記録票を携行する。

点呼は学級担任が行い、学年主任に報告する。学年全ての学級の報告完了後、学年主任は教頭に報告する。全ての学年の報告完了後、教頭は校長に報告する。

3. 消火

- a. 発見者はただちに最寄りの消火器を使用し、初期消火に努める。
- b. 消火担当者はただちに現場に急行し、消火栓を使用し、消火する。

4. 救護

- a. 不明者を救出する。
- b. 負傷者に応急処置をする。

5. 搬出

非常持出公簿を搬出する。

6. 事後措置

- a. 現場保存に努める。
- b. 枚方市教育委員会 施設管理課に報告する。

(2) 強風・大雨警報の場合

状況により判断する。

(3) 地震の場合

生徒を机の下に潜らせ待機させ、扉は開放し指示に従う。

震度5弱以上の地震が発生した場合は以下の対応を行う。

1. 登校前に発生した場合は、臨時休校とする。
2. 登校中に発生した場合は、安全な場所に一時的に避難し、揺れがおさまった後、原則として登校する。
3. 在校時に発生した場合は、身を守る行動を取り、揺れがおさまったら、余震に備えてグラウンドに避難する。以降臨時休校とし、安否情報及び下校について保護者に連絡し、保護者に引渡し、または教職員引率のもと集団下校とする。
4. 下校中に発生した場合は、安全な場所に一時的に避難し、揺れがおさまった後、原則として帰宅する。

※大規模災害発生時は、広域避難場所淀川河川公園に避難するよう指示する。

※この対応は枚方市教育委員会の「地震発生時における学校の対応について」に基づいている。

(4) 分担 個人名は

1. 指揮 …… 校長
2. 通報 …… 教頭 主事
3. 避難引率 …… 授業担当教員
4. 避難経路の確保および誘導 ……
5. 消火 ……
6. 救護 ……
7. 搬出 ……

6. 学校防災マニュアル(危機管理段階)

【学校における地震・津波防災について】

① 事前の危機管理(備える)

地震・津波災害はいつ発生するか分からない。事前の危機管理が整っていなければ、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障を来すことになる。地震発生時に「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する行動は、生徒に対しての事前指導が不可欠である。様々な場所や時間帯で発生することを想定し、どのような場所が安全なのかを指導しておくことが必要である。学校の緊急連絡に関するマニュアルは電話やFAX、メール等が使用できることを前提で作られているので、長期間の停電により通信網が途絶した状況が発生し、生徒の下校方法について保護者と連絡がとれずに混乱することを防ぐ必要がある。地震・津波に対する事前の危機管理として災害規模、公共交通機関の状況により教師引率による集団下校や学校に待機させる等の対応をとる。

② 発生時の危機管理(命を守る)

地震の揺れは突然やってくる。緊急地震速報によって数秒から数十秒前に報知音が鳴ることもあるが、震源が近い場合、報知音と揺れがほぼ同時であったり、報知音よりも揺れが先に来たりすることもある。地震の揺れで停電する場合もあることから、校内放送で「地震が発生したので机の下に入りなさい」と指示することによって避難行動を促す訓練は、実際に地震が発生したときの危機管理に見合っていない。報知音、あるいは揺れそのものを、生徒の一人一人が察知した段階で素早く身の安全を確保することが命を守る上で重要である。自分の身の回りで落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せることが必要である。教室だけでなく、学校のあらゆる場所、登下校中、家庭内等においてもこのような行動をとることができるようにするためには、事前の指導や訓練が必要であり、避難訓練等で繰り返して指導することが大切である。生徒を津波や火災などから一刻も早く避難させるためには教職員があらかじめ具体的な手順を理解しておかなければならない。

【津波】

1分以上続く長い地震の揺れ 気象庁の津波警報・大津波警報

学校周辺の状況(海の潮位の変化や河川の状況等) 学校の自然的環境

⇒ 校舎の高層階へ避難させる。

【火災】

校舎・校地の巡回 学校周辺の状況(出火と延焼の有無、避難経路の状況)

市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示 消防署への通報と情報収集

発災時の気象条件(風向、風速、湿度等)

⇒ 校庭・公園などの広い空間に避難させる。

【地震の余震による倒壊】

校舎・校地の巡回 専門家による判定 学校の耐震化の状況

⇒ 校庭・公園などの落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所である広い空間に避難させる。

【土砂災害・水害】

校舎・校地の巡回 学校の自然的環境・社会的環境

学校周辺の状況(避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等)

⇒ 校舎の高層階へ避難させる。

③ 事後の危機管理(立て直す)

生徒の在校時に地震災害が発生し、その後下校(帰宅)させる際には十分な情報を収集し、通学路の安全確認や公共交通機関の運行状況等も含めた判断が求められる。情報通信網や公共交通機関が麻痺し、保護者等の帰宅が困難な場合には生徒を学校で待機させるなどの対応が必要である。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について

枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いいたします。
- ・小学校は地区ごとに集団下校を、中学校は複数生徒による下校をします。
- ・雨量、通学路等の状況を勘案し、各学校園に待機する場合があります。

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

- ・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。

2. 防犯避難計画

不審者侵入時の緊急体制

(1) 不審者発見時の初動体制

- ① 不審者を発見、または生徒等から通報を受けた職員は周辺にいる教職員に声をかけ、複数人で現場に駆けつける。駆けつけた応援職員は侵入場所の状況をできるだけ詳しく把握し、職員室へ向かい、事態を報告する。
- ② 報告を受けた管理職は避難経路を確認後に非常サイレンを鳴らし、「侵入者があったこと」と「避難経路」を全校に緊急放送する。
- ③ 管理職は情報を整理し、警察に通報するとともに近隣の学校園と市教委へ連絡する。

※ 緊急放送を受け、教室内の職員は生徒に教室待機を指示し、教卓・机・椅子でドアにバリケードを作る。また、箒や椅子を持って不審者の教室への侵入に備える。

※ 不審者が教室内への侵入を試みた場合は、相手との距離を最大限にとることができる場所に生徒を集め、担当職員が相手と冷静に対応する。非常の場合には机やイスを投げて時間を稼ぐ。また、教室外へ避難することができる状況であれば、躊躇することなく避難させる。

(2) 生徒の避難経路の確保、および不審者への対応

- ① 男性職員はさすまたや箒・傘など棒状の長いものを持って侵入場所へ急行し、不審者を取り囲み、対峙しながら移動を妨げる。このとき防犯ブザーを持参し鳴らす。生徒はブザーの鳴る方向とは逆に、職員はブザーの方向に移動することを基本とする。
- ② 女性職員は避難経路の要所に急行し、生徒の安全を確保しながら体育館又はグラウンドへ誘導する。
※ 以上の指示は管理職が行う。
- ③ 学年主任は体育館又はグラウンドにて避難生徒の掌握をする。

(3) 日常的な安全管理

- ① 来校者の確認
 - ・PTAや出入りの業者等の来校者は職員室に必ず来て、許可を受けるように要請する。
 - ・来校者には必ず声をかける。
- ② 授業中の安全確保
 - ・生徒登校後、8:30～15:25まで正門門扉を閉める。(施錠はしない)
 - ・校内巡視を定期的に行う。
- ③ その他
 - ・勤務中、教職員は名札を必ず着用する。

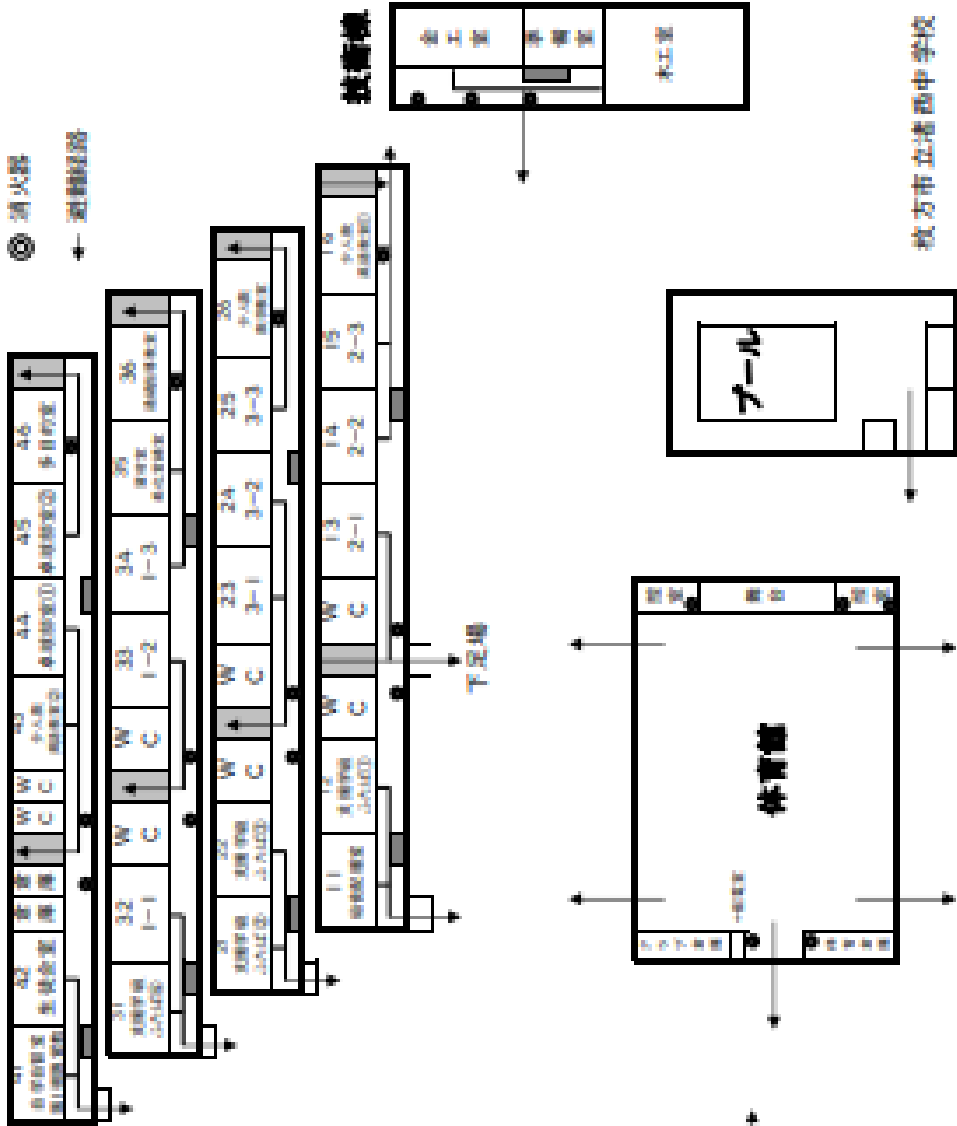
(4) 役割分担	個人名は	■
本部	校長 教頭	■
危機対応教職員	生徒指導主事 主事	■
誘導整理		■ (中央階段)
		■ (東階段)
		■ (西階段)
		■ (下足場)
		■ (支援教室)
		■ (体育館)
避難場所		■
救護		■
学級待機	1年	■ ■
	2年	■ ■
	3年	■ ■

非常災害時など緊急避難経路

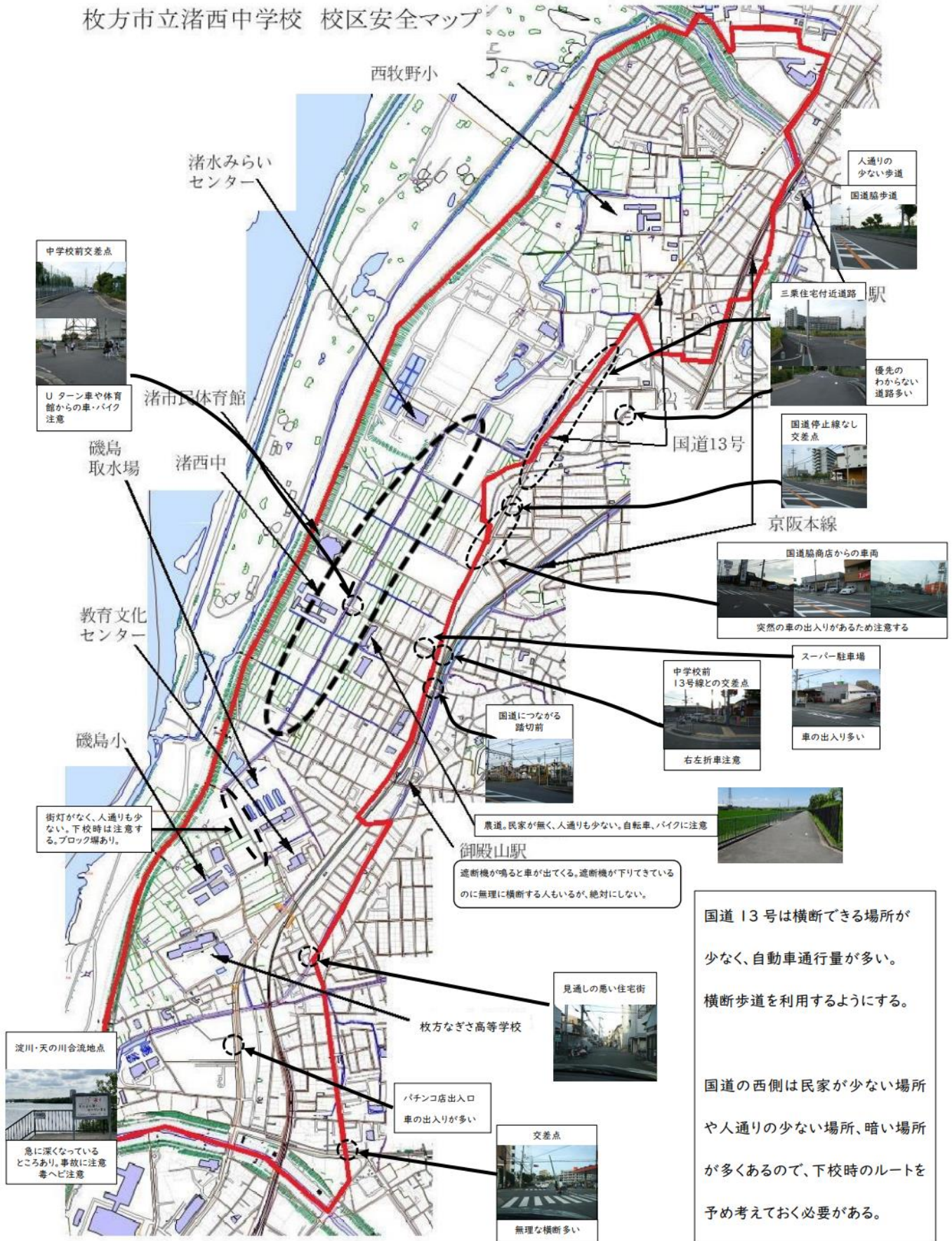
管理棟



教壇棟



枚方市立渚西中学校 校区安全マップ



国道 13 号は横断できる場所が少なく、自動車通行量が多い。横断歩道を利用するようにする。

国道の西側は民家が少ない場所や人通りの少ない場所、暗い場所が多くあるので、下校時のルートを予め考えておく必要がある。

3. 保健室経営計画

1. 保健室について

- ・ケガ、体調不良の一時的な処置
- ・自分の身体の状態や、身体や心の健康について知りたいとき
- ・悩み事を相談したいとき 等 以上のような場合に利用する。

2. 保健室の利用

- ・保健室へ来室するときは、担任または学年教員に申し出てから、職員室に来室カードを取りに行く。

(内科 しんどい場合)

原則 1人で来室する。1人で来室が困難な場合は、職員室前まで連れてきてもらう。

- ・チャイムが鳴ったら、緊急でないかぎり、次の休み時間にする。
- ・保健室に入ったら、必ず 状態を具体的に説明する。
- ・保健室内では静かにし、先生の指示をよく聞き、他人のプライバシーをのぞくようなことはしない。
- ・用件がすんだら すぐに退出する。

その際に 来室記録をもらい、担任または教科担任に渡す。

- ・保健室では 内服薬を渡すことはできない。
 - ・養護教諭が不在時 保健室は原則 閉室とする。
- ただし、特別な理由で利用するときは教職員の許可を経て利用する。

3. 保健室での休養

- ・保健室にて休養させるときは、心身ともに授業を受けることが困難な場合のみ。
- ・回復の見込みがある場合…1時限(50分)休養させ、教室復帰。
- ・回復の見込みがない場合…保護者へ連絡の後、帰宅。(特別な場合は 適宜対処)
- ・帰宅させる場合は、担任または学年に報告させる。帰宅後、学校に連絡させ、帰宅の確認。

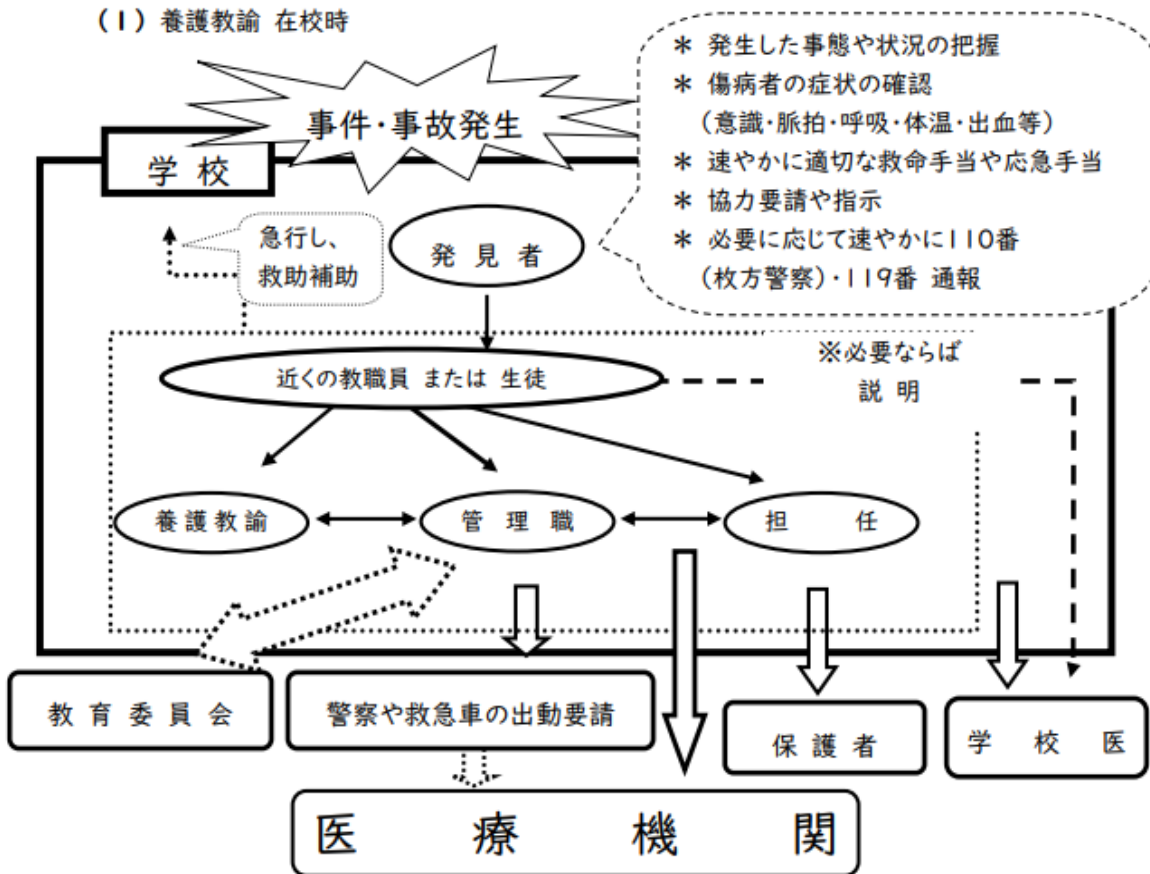
4. 出席停止(学校保健安全法施行規則により規定)

- ・感染拡大防止のため、出席停止期間が定められている。
- ・症状が軽減しても、医師の許可がない場合、登校できない。
- ・医師により表記の病名と診断された場合、保護者は速やかに学校に連絡しなければならない。

5. 校内救急体制について

- ・救急事故発生の際には、その場に居合わせた教職員が速やかに対応を行う。
- ・校長(教頭)、担任、養護教諭への連絡
- ・医師の診察が必要な場合は、速やかに保護者連絡と医療機関の手配。
- ・必要に応じて「日本スポーツ振興センター」と「枚方市安全共済会」関係書類を配布し、必要書類をそろえて学校に提出してもらう。

(1) 養護教諭 在校時



事件・事故対策本部 (重大な事件・事故の場合)

- *保護者への連絡対応 (担任)
- *学校医への連絡 (養護教諭)
- *教職員への対応 (養護教諭)
- *生徒への対応 (養護教諭)
- *教育委員会への対応 (管理職)
- *警察への対応 (管理職)
- *報道機関への対応 (管理職)
- *その他必要な対応 (教師)

(2) 養護教諭 不在時

発見者は、担任・関係職員に連絡をする。(以後の手順は、養護教諭在校時に準ずる)

(3) 休日・祝日等

発見者は、顧問・関係職員に連絡。

顧問・関係職員は、① 管理職・保護者へ連絡。② 他の生徒への対応。③ 必要に応じて担任・養護教諭へ連絡。

○病院搬送について

① 病院への連絡

- ・病院の決定は、保護者へ連絡し、『かかりつけ病院』の有無を確認。
- ・受診までの時間を聞き、返答により病院の変更も考える。
- ・保護者との連絡が取れた場合は、可能な限り病院に来ていただく。
- 取れなかった場合は、本人と相談し近くの医療機関に搬送。

② 保護者連絡

- ・保険証持参で、病院に来ていただき、直接 診断結果を聞いていただく。(個人情報のため)

・復帰が可能であれば学校につれて帰り、保護者に診断結果を報告。

(担任、顧問等関係職員が連絡を取り合い**必ず正確に行う。**)

③ 搬送方法

・タクシー (枚方市安全共済会発行 タクシーチケット使用 学校⇄病院のみ)

・救急車 (必要に応じて)

Ex. 頭部打撲、意識障害、開放性骨折など(重篤な骨折 または 疑い)

呼吸困難、大量出血、その他 学校長の判断による場合

④ 救急車(119番出動要請)

・連絡前に傷病部位、状況、健康手帳(名前、年齢、生年月日、既往歴 等)の把握。

・通報後、正門前で待機し誘導する。(必要な場所に職員の配置)

・救急車には、職員が必ず1名以上同乗。(健康手帳、タクシーチケット、携帯電話)

・保護者連絡→事故の発生状況、救急車を要請したこと、受け入れ先。(未定の場合は再度連絡)

【確認項目】

① 学校の場所(住所、連絡先)

枚方市立渚西中学校(枚方市渚西3丁目25-1 TEL:050-7102-9250)

② 通報者

職員の〇〇です。

③ 傷病者の状況

(例)廊下で転倒し、コンクリートの床で頭部を強打しました。

④ 傷病者の情報(年齢、性別、既往歴 等)

(例)14歳(中学2年生)男子。薬(〇〇)のアレルギーがあります。

6. 校外活動中、登下校時の救急体制について

5. 校内救急体制に準ずるが、登下校時の場合は、発見者が近隣の方や他の生徒ということになることが多いので、そこから学校への連絡となる。

7. 災害給付制度について

① 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

② 枚方市学校安全共済会 災害共済給付制度

上記の制度は学校管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金(障害が残った場合)、死亡見舞金の給付を行う。

4. プール管理計画

(1) プール使用に関する規則

第1条(目的)

この規則は、枚方市立渚西中学校プール(以下「プール」という)の管理及び使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(使用期間等)

- 1 プールの使用期間は、保健体育科で判断するが、概ね5月中に開設し、9月中旬に閉鎖するものとする。ただし、枚方市教育委員会(以下「委員会」という)が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 プールの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。

第3条(維持管理)

学校長は、プールを円滑に運営させるため、濾過器の定期的な点検を行い、水質管理に努めるなど、適正な維持管理を行わなければならない。

第4条(換水)

プールの換水に関しては、事前に委員会に指示された日とする。臨時の場合は、委員会の承認を得る必要がある。なお、排水については(水のない期間)については、枚方消防署に届けなければならない。

第5条(常備品)

プールには管理日誌を置き、必要事項を記入しなければならない。

第6条(使用者)

プールを使用できる者は、次の者とする。

- 1 枚方市立渚西中学校生徒及び指導者と監督者
- 2 委員会主催による研修会棟の参加者及び指導者
- 3 委員会所管に係わる財産及び公の施設使用規定に基づく、市内の社会教育系団体の内、事前に委員会が許可した団体の構成者。

第7条(使用責任者)

プールの使用責任者は、前条各号に規定する者のうち、指導者又は監督的立場にある者とする。

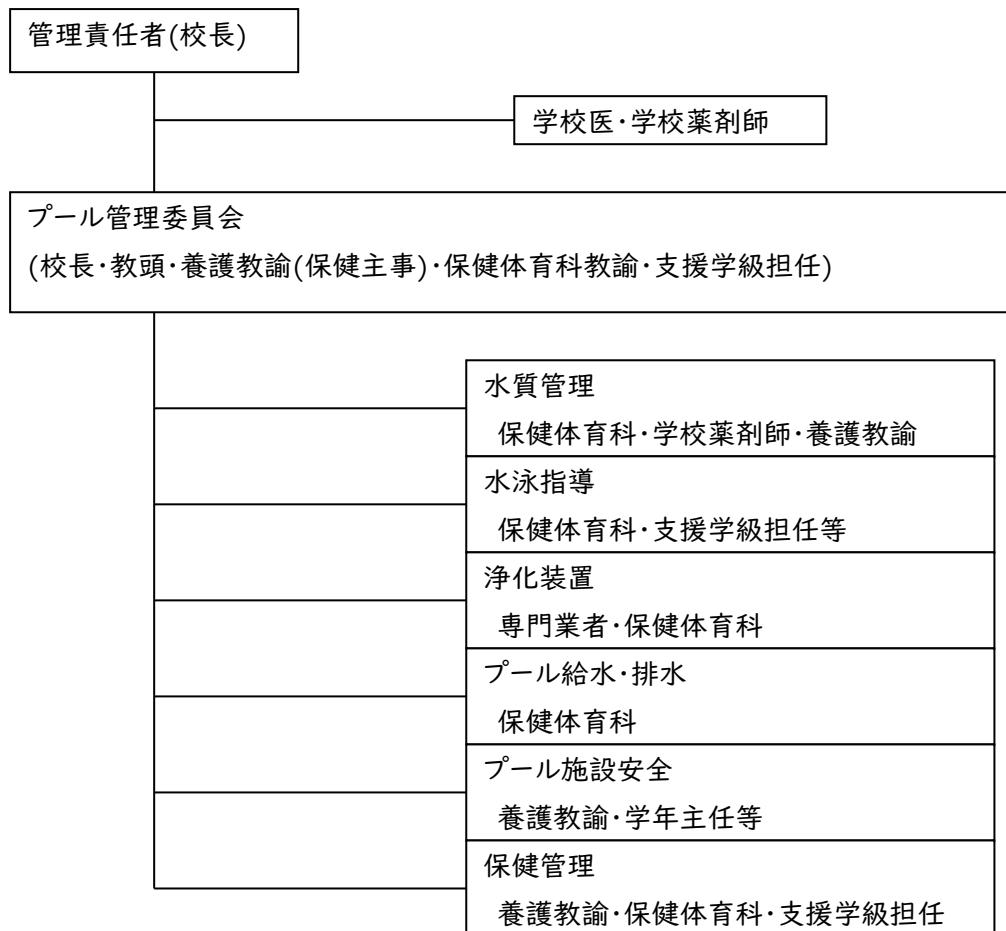
第8条(使用について)

- 1 プールの使用に際しては、学校長の指示に従わなければならない。
- 2 使用責任者は、プールの使用が終わったときには、管理日誌に必要な事項を記載し、その使用状況を学校長に報告をしなくてはならない。

第9条(付則)

この規則は平成19年5月1日より、効力を発する。

(2) プール管理組織図



(3) プール使用に関する使用管理マニュアル

1 生徒の安全管理・・・生徒の健康状態を把握すること。(担任・保健主事等との連絡)

【緊急対応体制:安全指導】

(1) 指導者及び監督者

- ① 健康状態を保健主事・担任からの情報収集に努めること。
- ② 指導中に体調不良を訴えた場合には、直ちに養護教諭又は担任に連絡し、適切な処置を行うこと。

(2) 養護教諭及び担任

- ① 体調等に不安のある生徒に関してはその状況を指導者及び監督者に伝えること。
- ② 指導者及び監督者から、プール途中で体調不良を知らされた場合には、経過観察を行うとともに保護者等に連絡を行い、医療機関とも連携し、適切・迅速に処置を行うこと。

2 施設・設備の管理・・・排水溝・プールサイド・浄化装置・水質管理を適切に行うこと。また、プールに係わる全ての教員が装置等の使用に関して、適切な操作ができるように努めること。

【緊急対応体制:施設管理】

- ※ 排水溝に関しては、使用前に目視だけでなく、接診して確認し、プールサイドは、整理整頓すること。
- ※ 浄化装置は、事前に動いているかどうか確認すること。

- ※ 水質管理については、水温・塩素濃度・濁度・浮遊物などに注意し、管理日誌に記入すること。
- ※ 重要・・・異常が発見された場合には、迅速に関係機関と連携を行い対応する。その異常の原因が解明でき、正常な状態に直るまでは、学校長の判断でプール指導を中止する場合もある。

3 水泳指導

【緊急対応体制:安全指導】

- ・水温と気温・・・プール使用にあたり、水温・気温・日照及び天候状況に注意して指導すること。
 - ・準備体操・・・ プールを使用する生徒には、十分な準備体操を行わせ、シャワー等で体の清潔にしておかせること。
(指導者及び監督者も同様)
 - ・人員点呼・・・ 安全確保のため、使用前と終了後には必ず行うこと。
 - ・入水時間と休憩・・・ 生徒の健康状況・水温・気温・天候状況等を考慮し、適切に設定すること。
 - ・監視・・・ プール使用中は、常に監視をし、異常があると判断した場合には、直ちに全員をプールから上げ、適切な対処を行うとともに、直ちに応援を求めること。
- ※ プールと職員室がいつでも連絡が取れるような状態であること。又、素早く応援態勢がとれる状態を作り、緊急時には医者等の外部機関と素早く連絡が取れる状況を常に構築すること。

4 その他

- (1) プール指導に関わる教員だけでなく、全職員が救命講習の受講に努めること。
 - (2) AEDの設置場所と使用方法を全職員に周知すること。
- ※ 校内研修等で救命講習に関する研修を全教職員が受講するように努めること。

5. その他

枚方市教育委員会
平成 29 年 11 月 8 日

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）」を含ませています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30 km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

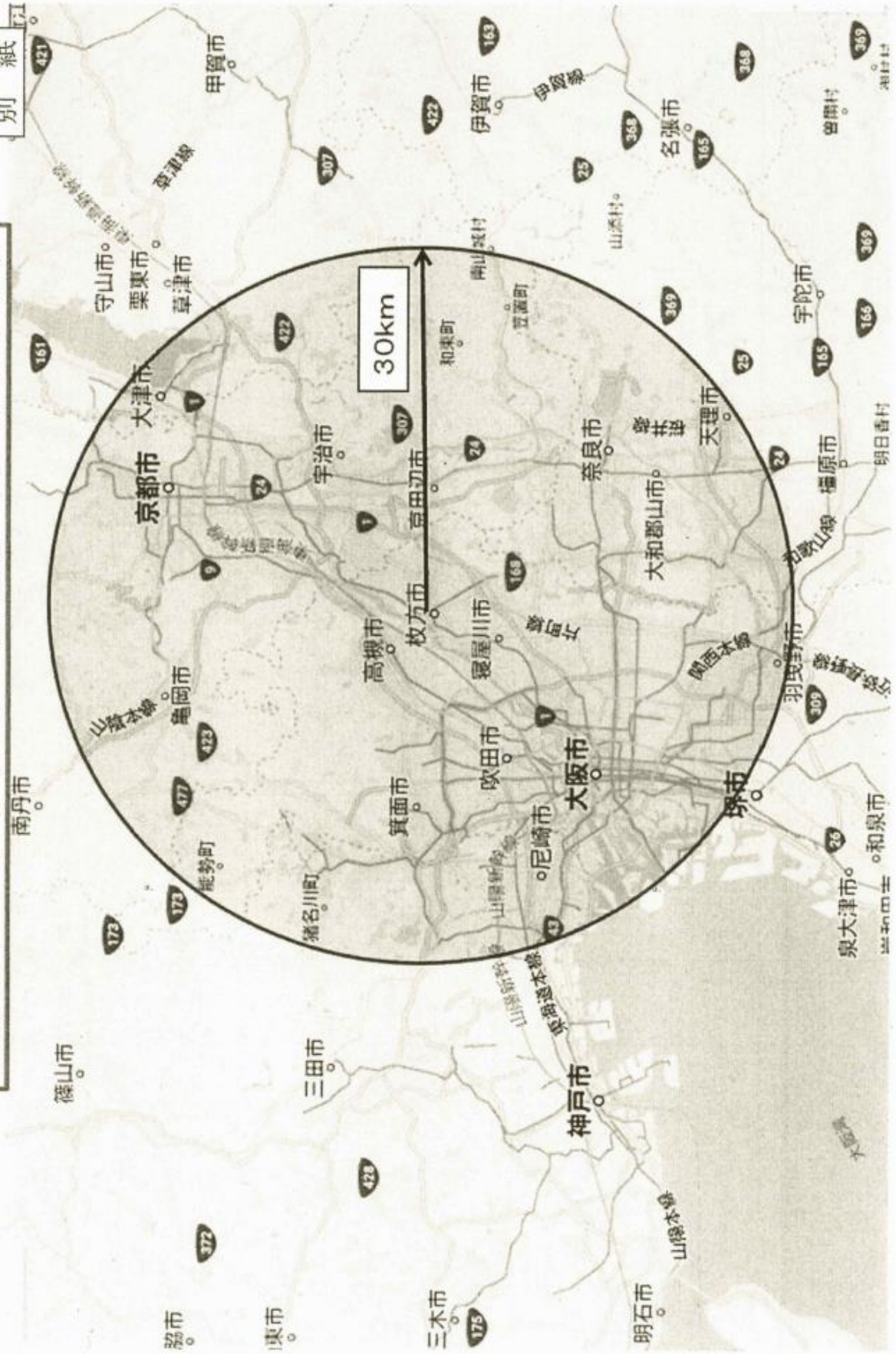
ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

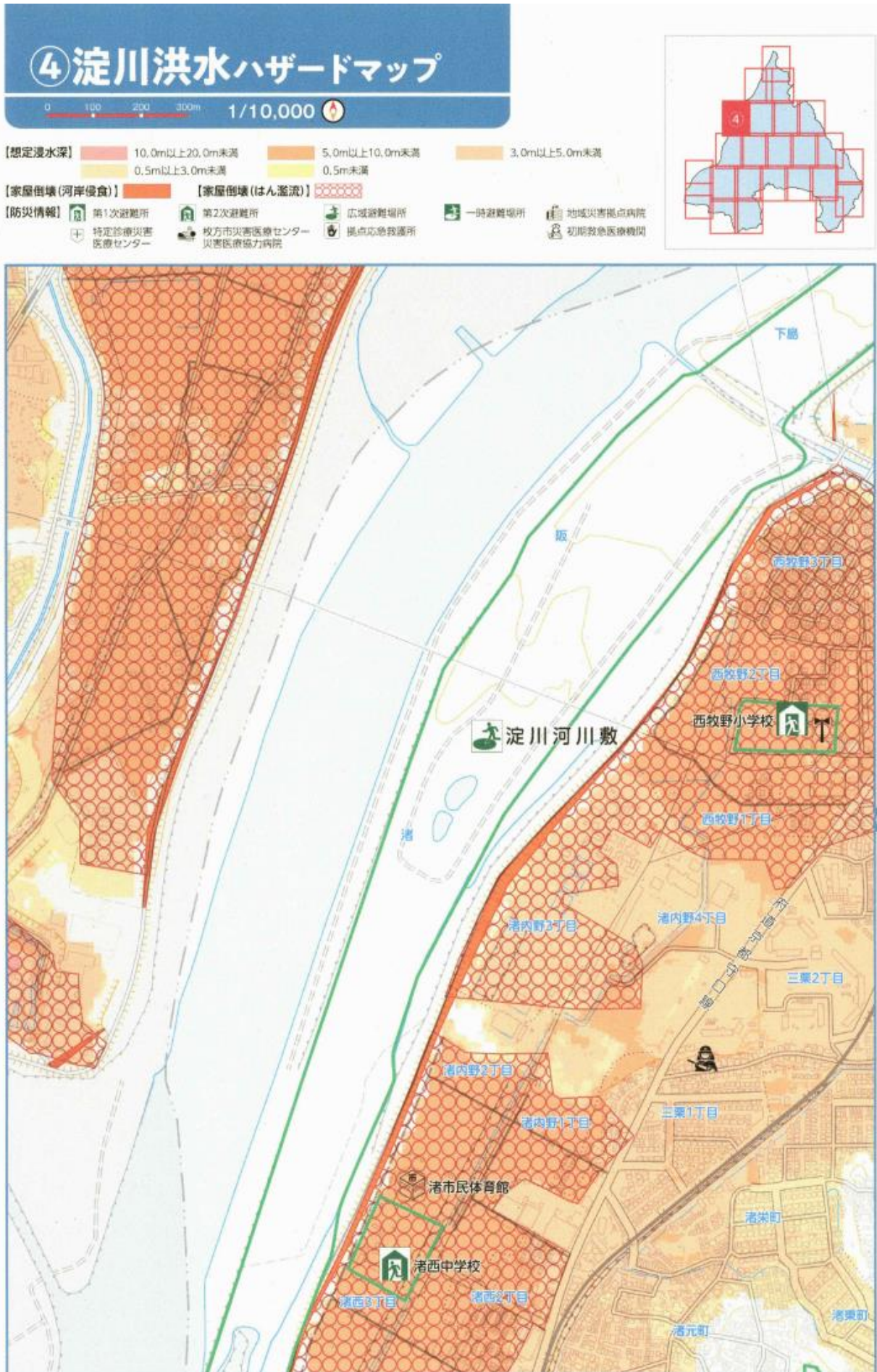
在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外 ・ 園 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

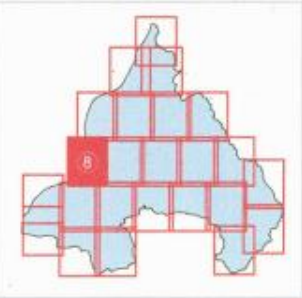
枚方市を中心とした一定距離（約30km）





⑧ 淀川洪水ハザードマップ

0 100 200 300m 1/10,000

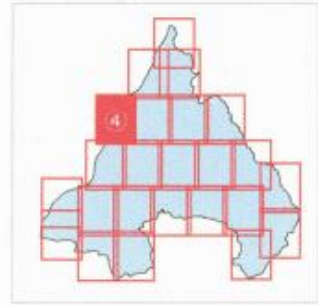


- 【想定浸水深】**
 10.0m以上20.0m未満
 5.0m以上10.0m未満
 3.0m以上5.0m未満
 0.5m以上3.0m未満
 0.5m未満
- 【家屋倒壊(河岸侵食)】**
【家屋倒壊(はん濫流)】
- 【防災情報】**
 第1次避難所
 第2次避難所
 広域避難場所
 一時避難場所
 地域災害拠点病院
 初期救急医療機関
 特定診療災害医療センター
 枚方市災害医療センター 災害医療協力病院
 拠点応急拠所

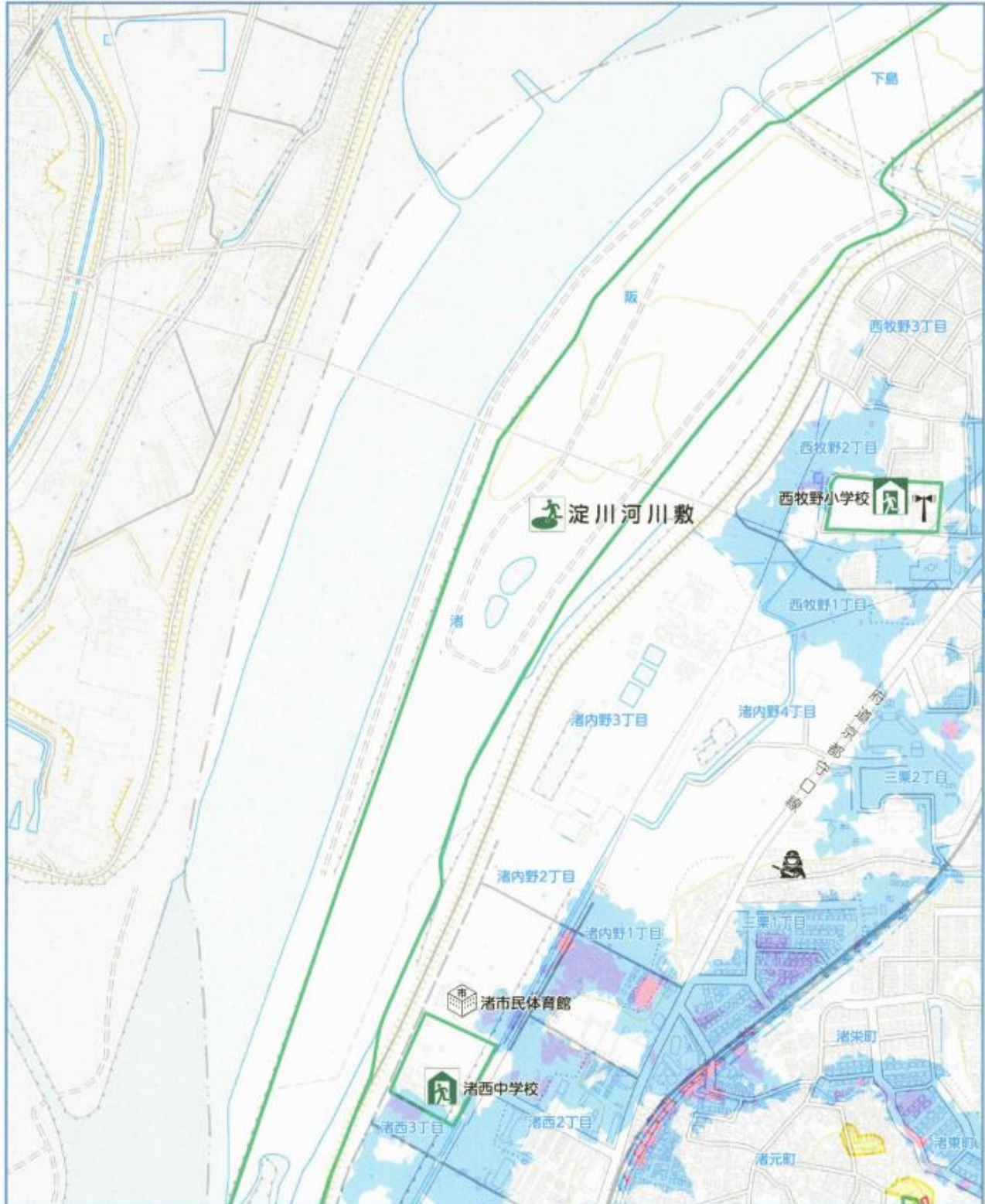


④内水・土砂災害ハザードマップ

0 100 200 300m 1/10,000

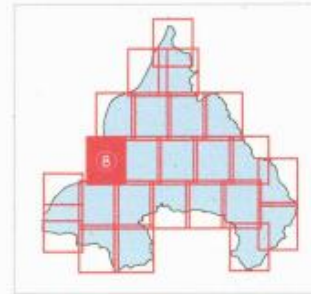


- 【土砂災害】**
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
 - 土砂災害警戒区域(急傾斜)
 - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
 - 土砂災害警戒区域(土石流)
 - 土砂災害警戒区域(地すべり)
- 【内水浸水深】**
- 0.5m未満
 - 0.5m~1m未満
 - 1m以上
- 【防災情報】**
- 第1次避難所
 - 特定診療災害医療センター
 - 第2次避難所
 - 枚方市災害医療センター 災害医療協力病院
 - 広域避難場所
 - 拠点応急救護所
 - 一時避難場所
 - 地域災害拠点病院
 - 初期救急医療機関



⑧ 内水・土砂災害ハザードマップ

0 100 200 300m 1/10,000



- 【土砂災害】**
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
 - 土砂災害警戒区域(急傾斜)
 - 土砂災害警戒区域(土石流)
 - 土砂災害警戒区域(地すべり)
 - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 【内水浸水深】**
- 0.5m未満
 - 0.5m~1m未満
 - 1m以上
- 【防災情報】**
- 第1次避難所
 - 第2次避難所
 - 広域避難場所
 - 一時避難場所
 - 地域災害拠点病院
 - 特定診療災害医療センター
 - 枚方市災害医療センター
 - 災害医療協力病院
 - 拠点応急救護所
 - 初期救急診療機関

